

インフルエンザの出席停止期間の基準について

インフルエンザの診断を受けた場合、学校保健安全法の規定により出席停止の措置をとらせていただきます。（診断書等の書類の提出は必要ありません。）

**発症した後、5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
（幼児は、解熱後3日を経過するまで）**

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令 平成24年4月1日施行

なお、お子さまの早い回復と学校での感染拡大防止のために、次の早見表に準じて対応させていただきます。なにとぞ、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

インフルエンザ出席停止期間早見表

	発症日 0日目	発症後 1日目	発症日 2日目	発症日 3日目	発症日 4日目	発症日 5日目	発症後5日を経過した後		
							6日目	7日目	8日目
発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校○		
発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校○		
発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校○		
発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校○	
発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校○

ご家庭で療養してくださいますようお願いいたします。